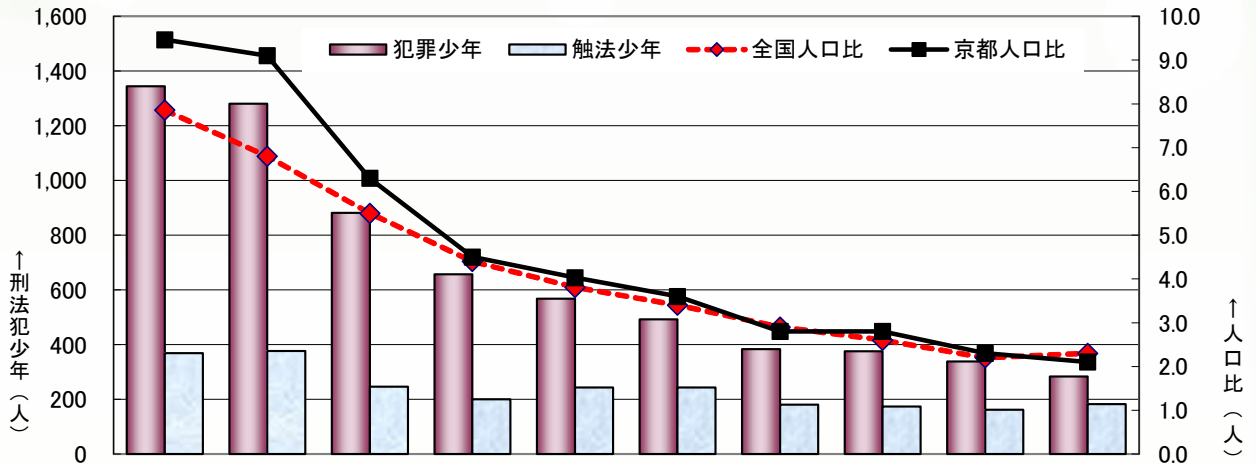


少年非行等の実態

～令和4年～



区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯少年	1,713	1,658	1,128	857	811	735	563	550	500	465
犯罪少年	1,344	1,281	882	657	568	492	383	376	338	283
触法少年	369	377	246	200	243	243	180	174	162	182
全国人口比	7.9	6.8	5.5	4.4	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3
京都人口比	9.5	9.1	6.3	4.5	4.0	3.6	2.8	2.8	2.3	2.1

京都における刑法犯少年の検挙・補導人員は13年連続で減少しています。刑法犯で検挙された少年（犯罪少年）の人口比は、全国平均が増加に転じた結果、京都の人口比は全国平均を下回っています。

凡例

犯罪少年	罪を犯した14歳以上20歳未満の者
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
ぐ犯少年	保護者の正当な監護に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
非行少年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
人口比	国勢調査の結果を基礎に算出した京都府内に居住する14歳から19歳までの推計人口1,000人当たりの検挙人員
初発型非行	万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領

注 1 本資料の図表における構成比は、四捨五入してあるため、合計と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

注 2 令和4年4月1日より「未成年者喫煙禁止法」の題名が「二十歳未満者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」へ、「未成年者飲酒禁止法」の題名が「二十歳未満者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」へとそれぞれ改められたが、本書においてはそれぞれ「二十歳未満者喫煙禁止法」「二十歳未満者飲酒禁止法」と表記している。



京都府警察本部生活安全部少年課



1 京都府における少年非行状況

区 分			令和3年	令和4年	増 減	
					人員	増減率%
非 行 少 年	刑 法 犯	犯罪少年	338	283	▲ 55	▲ 16.3
		触法少年	162	182		12.3
		計	500	465	▲ 35	▲ 7.0
	特別法犯	犯罪少年	145	131	▲ 14	▲ 9.7
		触法少年	17	18		5.9
		計	162	149	▲ 13	▲ 8.0
ぐ 犯 少 年	10	9	▲ 1	▲ 10.0		
合 計	672	623	▲ 49	▲ 7.3		
不 良 行 為 少 年			21,043	24,497	3,454	16.4

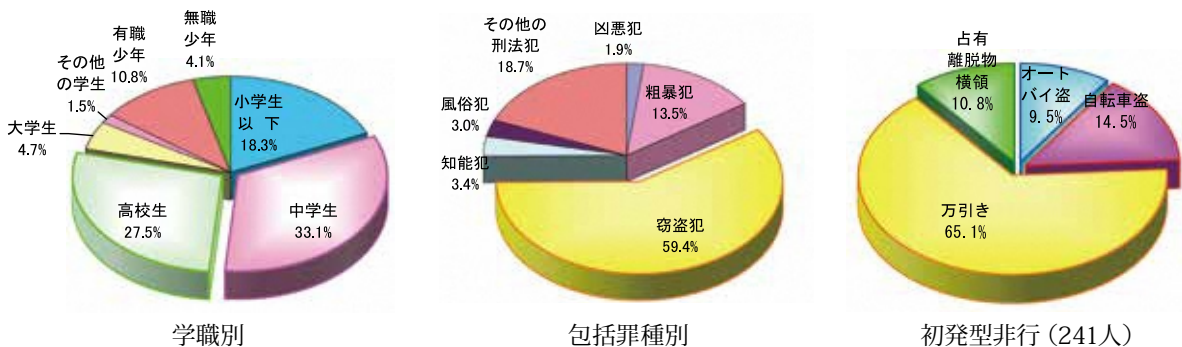
令和4年中の非行少年の検挙・補導人員は、623人（前年比-49人、-7.3%）でした。
不良行為少年の補導人員は、24,497人（前年比+3,454人、+16.4%）でした。

2 刑法犯少年の検挙・補導状況

(1) 学職別、包括罪種別

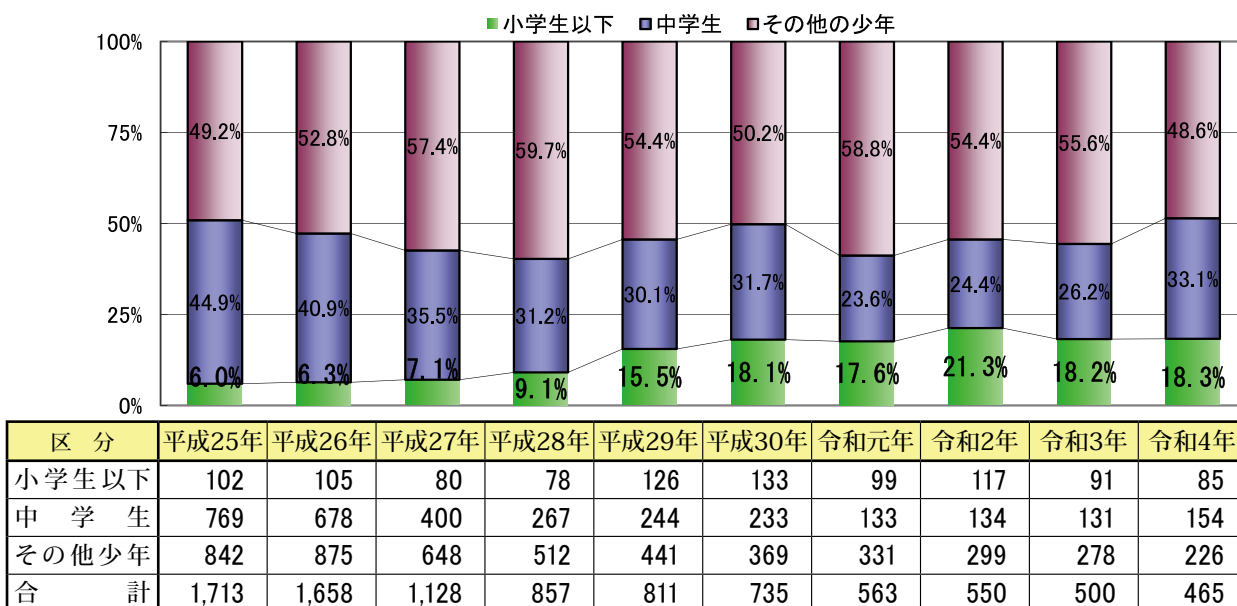
区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	計	増 減	
									人員	増減率%
総 数	85	154	128	22	7	50	19	465	▲ 35	▲ 7.0
凶 悪 犯		2	2			3	2	9	4	80.0
粗 暴 犯	7	17	14	5		17	3	63	▲ 20	▲ 24.1
窃 盗 犯	58	102	73	8	5	21	9	276	▲ 10	▲ 3.5
うちオートバイ盗		16	5				2	23	▲ 3	▲ 11.5
うち自転車盗	3	12	17	3				35	▲ 19	▲ 35.2
うちひったくり								0	▲ 5	▲ 100.0
うち万引き	50	56	36	3	4	6	2	157	13	9.0
知 能 犯	1		6	1	1	4	3	16	▲ 11	▲ 40.7
風 俗 犯	3	4	5	1		1		14	1	7.7
その他の刑法犯	16	29	28	7	1	4	2	87	1	1.2
うち占有離脱物横領	4	11	4	4	1	1	1	26	1	4.0
前 年 人 員	▲ 6	23	▲ 15	1	▲ 7	▲ 24	▲ 7	▲ 35		
対 比 増 減 率 %	▲ 6.6	17.6	▲ 10.5	4.8	▲ 50.0	▲ 32.4	▲ 26.9	▲ 7.0		

◎刑法犯検挙・補導人員465人の概要



刑法犯で検挙・補導した少年のうち学職別では、中学生と高校生で全体の6割以上を占め、罪種別では、窃盗犯が約6割を占めています。
初発型非行が、刑法犯全体の約半数を占めています。

(2) 非行の低年齢化



小学生以下の少年の占める割合が 18.3% (前年比+0.1P) と、高止まり傾向となっており、非行の低年齢化がうかがわれることから、スクールサポーターによる小学校低学年を対象とした非行防止教室の開催などに取り組んでいます。

(3) 校内暴力事件の状況

項目別	年次別	令和3年			令和4年			増 減					
		検挙件数	検挙人員	被害者	検挙件数	検挙人員	被害者	検挙件数	%		被害者	%	
総	数	15	20	15	9	9	9	▲ 6	▲40.0	▲ 11	▲55.0	▲ 6	▲40.0
学校別	小学校	10	10	10	2	2	2	▲ 8	▲80.0	▲ 8	▲80.0	▲ 8	▲80.0
	中学校	1	1	1	6	6	6	5	500.0	5	500.0	5	500.0
	高校	4	9	4	1	1	1	▲ 3	▲75.0	▲ 8	▲88.9	▲ 3	▲75.0

校内暴力事件とは、学校内等における小学生、中学生または高校生による「教師に対する暴力事件」「生徒間の暴力事件」「学校施設、備品等に対する損壊事件」をいいます。

令和4年中に警察が検挙・補導した校内暴力事件9件のうち、2件が小学校、6件が中学校、1件が高校における事件で、うち6件が教師に対する暴力事件でした。

SNSに起因する子供の性被害防止動画の紹介

スマートフォンの普及に伴い、SNSに起因する犯罪被害が高止まり傾向にあることから、SNSに起因する性被害の防止に向けた小学生用と中高生用の啓発動画（各約1分30秒）を制作しました。



中高生用動画

小学生用

- 【事例①】 スマホゲームで仲良くなった同い年の女の子に会いに行ったら…
- 【事例②】 SNSで知り合った友達と写真のやりとりをしていたら…

中高生用

- 【事例①】 SNSで仲良くなった女友達と写真のやりとりをしていたら…
- 【事例②】 SNSに「家出したい」と書き込んだら優しい人が声をかけてきて…

●動画の視聴はこちらから



●小学生用



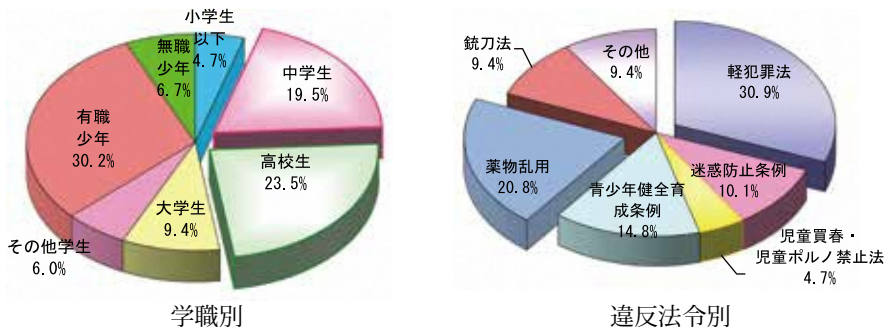
●中高生用

3 特別法犯少年の検挙・補導状況

(1) 概要

区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	計	増 減	
									人員	増減率%
総 数	7	29	35	14	9	45	10	149	▲ 13	▲ 8.0
軽 犯 罪 法	6	18	14	1	1	5	1	46	5	12.2
迷惑行為防止条例		4	6	2	1	1	1	15	0	0.0
青少年健全育成条例			1	7	3	10	1	22	▲ 2	▲ 8.3
廃棄物処理法		1	2		2	2		7	▲ 4	▲ 36.4
風営適正化法								0	▲ 1	▲ 100.0
児童買春・児童ポルノ法		3	1	1	1	1		7	▲ 17	▲ 70.8
銃砲刀剣類所持等取締法		2	8			2	2	14	8	133.3
覚醒剤取締法								0	0	—
大 麻 取 締 法			2	2	1	21	4	30	▲ 3	▲ 9.1
そ の 他	1	1	1	1		3	1	8	1	14.3
前 年 人 員	▲ 2	7	▲ 25	▲ 6	2	12	▲ 1	▲ 13		
同 期 比 増 減 率 %	▲ 22.2	31.8	▲ 41.7	▲ 30.0	28.6	36.4	▲ 9.1	▲ 8.0		

◎特別法犯検挙・補導人員149人の概要



特別法犯で検挙・補導した少年のうち、学職別では、中学生と高校生が全体の4割以上を占め、違反法令別では、軽犯罪法が全体の約3割を占めているほか、薬物乱用事犯が全体の約2割を占めています。

(2) 薬物乱用少年の状況

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	増 減	
											人員	増減率%
覚醒剤取締法	7	1	6	6	2	1	1				0	—
大 麻 取 締 法	4	2	11	25	19	16	13	21	33	30	▲ 3	▲ 9.1
うち中学生				1		1	1		1		▲ 1	▲ 100.0
うち高校生			6	5	4	4	2	7	11	2	▲ 9	▲ 81.8
麻薬等取締法						1	1	3	1	1	0	0.0
劇 毒 物 法	1										0	—
薬 物 乱 用 少 年	12	3	17	31	21	18	15	24	34	31	▲ 3	▲ 8.8

薬物乱用少年31人のうち、大麻取締法違反が30人（前年比－3人、－9.1%）と高止まり状態であり、少年へ大麻の蔓延が懸念されます。
薬物乱用防止教室などを通じ、少年に大麻を始めとする違法薬物の危険性を正しく理解させる必要があります。

薬物乱用 Q&A

答えは次ページ

Q1 インターネットでは「大麻は害がない」と書いてありますが本当ですか？

Q2 一度だけなら大丈夫って聞きましたけど、本当ですか？

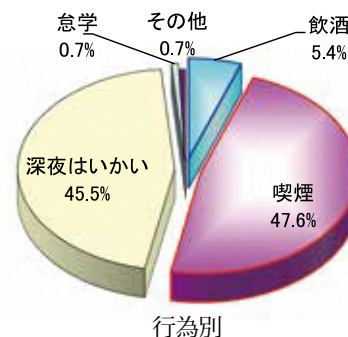
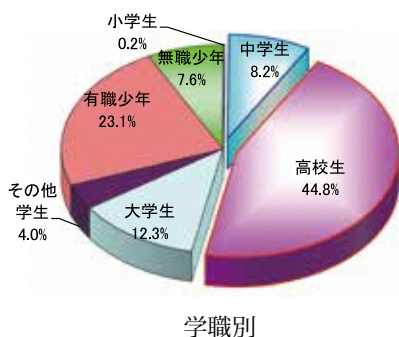
Q3 一度依存症になるともう治らないのですか？

Q4 薬物乱用で苦しむのは、自分だけですか？

4 不良行為少年の補導状況

区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	総数	増 減	
									人員	増減率%
総 数	41	1,997	10,972	3,010	969	5,654	1,854	24,497	3,454	16.4
飲 酒		19	143	851	106	151	63	1,333	9	0.7
喫 煙		594	2,582	2,155	833	4,369	1,130	11,663	1,673	16.7
薬 物 乱 用										—
粗 暴 行 為	4	19	7					30	▲ 1	▲ 3.2
刃 物 等 所 持			1				1	2	▲ 4	▲ 66.7
金 品 不 正 要 求										—
金 品 持 ち 出 し	1	1						2	▲ 3	▲ 60.0
性 的 い た ず ら										—
暴 走 行 為			17	4		15	4	40	17	73.9
家 出	1	3	3					7	5	250.0
無 断 外 泊		13	38			4	4	59	▲ 8	▲ 11.9
深 夜 は い か い	31	1,293	8,039		30	1,113	652	11,158	1,656	17.4
怠 学	4	45	127					176	101	134.7
不 健 全 性 的 行 為		1	3					4		
不 良 交 友										—
不 健 全 娯 楽		9	12			2		23	9	64.3
前 年 対 比	人 員	▲ 21	643	1,629	750	246	176	31	3,454	
	増 減 率 %	▲ 33.9	47.5	17.4	33.2	34.0	3.2	1.7	16.4	

◎不良行為補導人員24,497人の概要



非行の前兆である深夜はいかい、喫煙等の不良行為を行う少年に対する街頭補導活動により、令和4年中に24,497人の少年を補導しました。

学職別割合では高校生が最も多く、次いで有職少年となっています。また、中学生と高校生の割合が、全体の半数以上を占めています。

行為別割合では、「深夜はいかい」と「喫煙」で、全体の9割以上を占めています。

A1 答えはNOです。
大麻は違法で有害な薬物です！

インターネットには、誤った情報がたくさん流れています。
だまされないで！

A2 絶対にそんなことはありません。
違法薬物の使用は一度でも「乱用」です。

一度でも乱用すると、依存症になってしまう危険性があります。
「一度だけなら大丈夫」という軽い気持ちで乱用者になった例はたくさんあります。

A3 長期間薬物の影響に苦しむことになり、
完治は非常に困難です。

依存症の治療は周囲のサポートが必要な上に、特効薬がなく、とても困難なものです。乱用をやめてもささいなストレスでフラッシュバック(突然の幻覚・妄想の再燃)が起こることがあります。

A2 いいえ。あなたの周りにいる家族や友達も
苦しむことになります。

薬物乱用による幻覚・妄想などの精神症状からくる異常な行動により、
多くの悲劇を生みます。

大切なのは正しい知識と断る勇気です！
正しい知識を伝え、薬物から少年たちを守りましょう！



5

福祉犯の検挙状況

区 分	令和3年			令和4年			増減		
	検挙件数	検挙人員	被害少年	検挙件数	検挙人員	被害少年	検挙件数	検挙人員	被害少年
児 童 福 祉 法	1	3	2	9	8	4	8	5	2
二十歳未満ノ者飲酒禁止法	3	4	5	1	2	1	▲ 2	▲ 2	▲ 4
二十歳未満ノ者喫煙禁止法	24	23	24	14	14	14	▲ 10	▲ 9	▲ 10
風 営 適 正 化 法	1	1	1	3	3	4	2	2	3
職 業 安 定 法									
労 働 基 準 法	1		1				▲ 1		▲ 1
青少年健全育成条例	56	51	51	46	46	41	▲ 10	▲ 5	▲ 10
児童買春・児童ポルノ禁止法	116	69	52	93	55	47	▲ 23	▲ 14	▲ 5
うち児童ポルノ	107	62	46	73	35	38	▲ 34	▲ 27	▲ 8
そ の 他	2	1	2	3	2	2	1	1	
合 計	204	152	138	169	130	113	▲ 35	▲ 22	▲ 25

令和4年中の福祉犯の検挙状況は、検挙件数169件、検挙人員130人、被害少年113人で、いずれも前年比で減少しました。

被害少年のうち、81人が中学生、高校生であり全体の約7割を占めています。また、児童ポルノ事犯の被害少年の約4割がSNSの利用に起因しています。

6

少年相談活動の実施状況

(1) 少年相談活動状況

相 談	年次	令和4年					
		構成比	うち 非行問題	うち 学校問題	うち 家庭問題	うち 犯罪被害	
総 数	少年自身	195	24.5	22	18	76	28
	保護者	483	60.6	77	73	231	51
	その他	119	14.9	20	30	25	18
	計	797	100.0	119	121	332	97

令和4年中に警察本部少年課及び警察署における少年相談活動は797件で、そのうち保護者からの相談は483件でした。

また、相談内容は家庭問題が332件（少年相談全体の41.7%）でした。

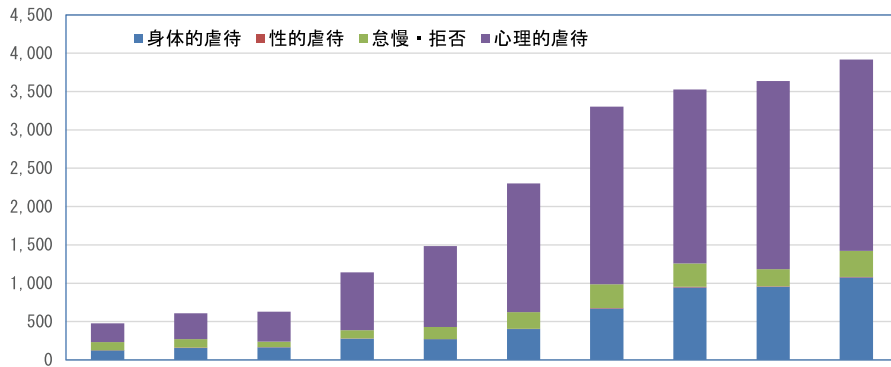
(2) 少年自身による相談の学職男女別

区 分	学 職	少年 自身	学 生 ・ 生 徒					有職 少年	無職 少年	不詳	
			小学生 以下	中学生	高校生	大学生	その他 学 生				計
男 子		107	8	60	34	1	1	104	1	1	1
女 子		88	7	29	40	2		78	1	5	4
総 数		195	15	89	74	3	1	182	2	6	5
	構成比	100.0	7.7	45.6	37.9	1.5	0.5	93.3	1.0	3.1	2.6

少年自身からの相談195件のうち、中学生が89件（全体の45.6%）と最も多く、中学生、高校生で8割以上を占めています。

男女別では、男子107件（54.9%）、女子88件（45.1%）となっています。

7 児童虐待事案通告状況



区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	増 減	
											人員	増減率%
通告数(児童数)	478	609	628	1,141	1,484	2,303	3,304	3,526	3,637	3,917	280	7.7
身体的虐待	125	157	164	277	271	403	670	944	955	1,078	123	12.9
性的虐待	2	3	3	3	2	3	8	10	6	4	▲ 2	▲ 33.3
怠慢・拒否	107	113	72	109	157	217	308	304	223	339	116	52.0
心理的虐待	244	336	389	752	1,054	1,680	2,318	2,268	2,453	2,496	43	1.8

児童虐待の類型

【身体的虐待】

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること



【性的虐待】

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること



【怠慢又は拒否】

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること



【心理的虐待】

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

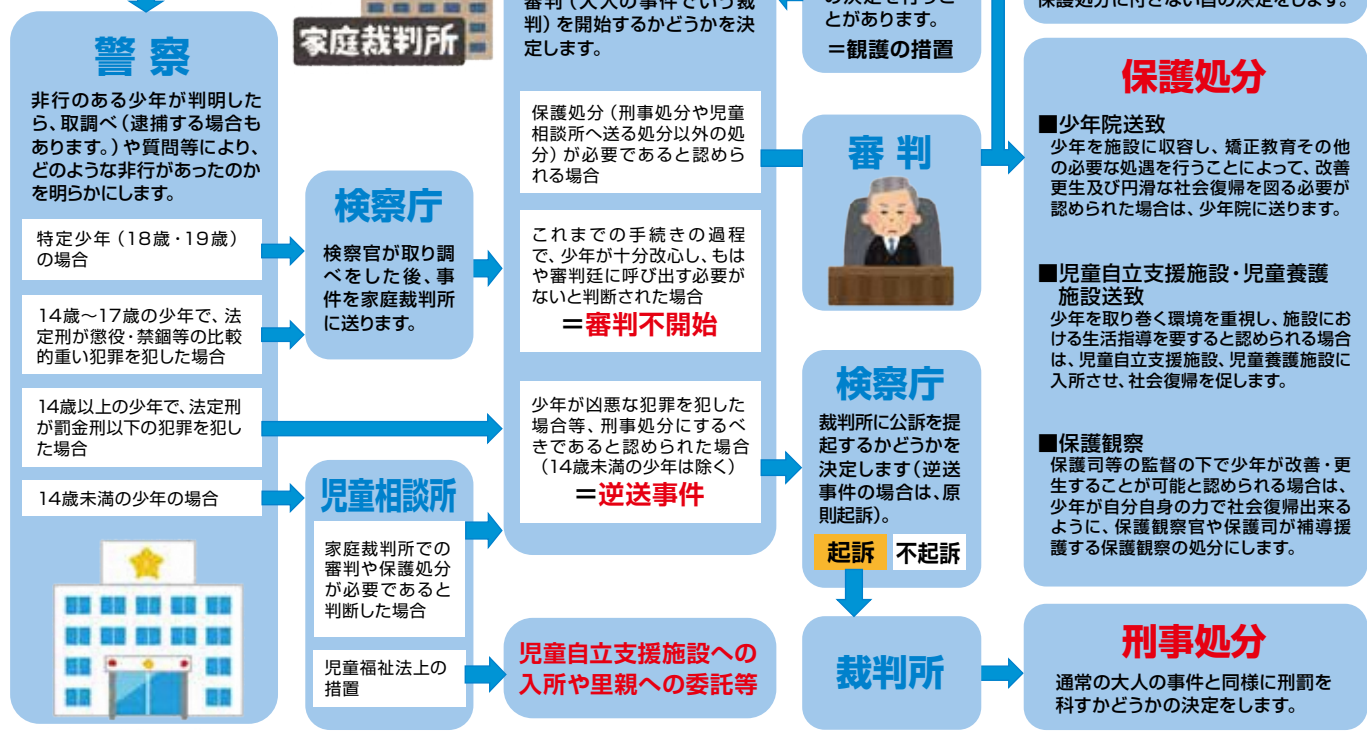


令和4年中、児童虐待の疑いがある取扱いについて、警察から3,917人を児童相談所に通告しており、児童に心理的な悪影響を及ぼす「心理的虐待」の通告が全体の約6割を占めています。

児童虐待は児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いことから、警察では、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底するとともに、児童虐待のおそれがある場合には、すべて児童相談所への通告を実施しています。



少年事件手続きの流れ (概要)

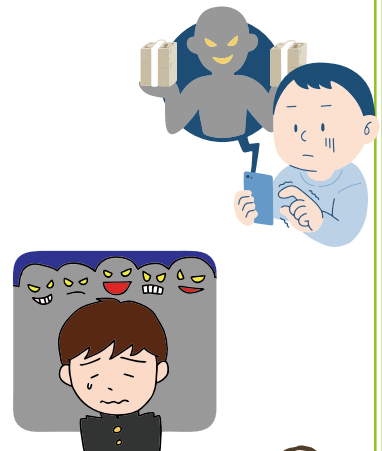


ヤングテレホン(少年相談)のご案内

少年サポートセンターでは、少年の悩みや非行、犯罪被害などに関する相談を毎日24時間受け付けています。
相談できる方は、20歳未満の方や保護者・家族の方、その関係者の方です。



- いじめや友人関係の悩み
- 家庭内暴力やしつけ、家出
- 大麻などの薬物問題
- 「闇バイト」に関する相談
- 児童ポルノなどに関する相談
- その他少年に関する相談



ひとりで、悩まずご相談ください。

ヤングテレホン 075-551-7500

